

『司法試験&予備試験 短答過去問題集(法律科目) 平成28年度』  
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2017年1月10日現在

| 頁   | 場所   | 誤  | 正  | 更新日        |
|-----|------|--|--|------------|
| 290 | 肢2解説 | <p>2人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による（同時傷害の特例，207）。そして、判例（最判昭26.9.20）は、本条は、傷害罪のほか、傷害致死罪にも適用されるとする。したがって、甲、乙及び丙は、傷害致死罪の「共犯の例」、すなわち、共同正犯（60）として処断される。よって、甲には傷害罪が成立している点で、本肢は誤っている。</p> | <p>2人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による（同時傷害の特例，207）。そして、判例（最判昭26.9.20）は、本条は、傷害罪のほか、傷害致死罪にも適用されるとする。したがって、乙及び丙は、傷害致死罪の「共犯の例」、すなわち、共同正犯（60）として処断される。<b>他方、Aの傷害は甲の暴行によるものではない以上、同時傷害の特例は適用されず、甲には暴行罪の単独犯が成立するにすぎない。</b>よって、甲には傷害罪が成立している点で、本肢は誤っている。</p> | 2016.12.24 |

|    |                      |   |   |              |
|----|----------------------|---|---|--------------|
| 36 | 肢4解説<br>上から6行目<br>以下 | この点、Aが乙土地の抵当権を放棄した後に甲土地の抵当権を実行した場合、Aが甲土地の第1順位の抵当権者として配当を受けるべき額600万円のうち、Aが甲土地の抵当権を放棄しなければBが乙土地に代位できたであろう400万円については、Bに優先することができず、Aは甲土地から200万円の配当を受ける。したがって、Aは200万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受ける。よって、本肢は正しい。 | この点、 <b>Aが乙土地の抵当権を放棄せずに甲土地の抵当権を実行した場合、Aは甲土地から500万円の配当を受け、Cは、Aの抵当権に代位して乙土地から300万円の配当を受けることができる(392Ⅱ、肢2解説参照)</b> 。したがって、 <b>Aが乙土地の抵当権を放棄した後に甲土地の抵当権を実行した場合、上記判例により、AはCが配当を受けるべき300万円についてCに優先できず、Aは200万円の配当を受けるにとどまり、Cは300万円の配当を受けられる</b> 。よって、本肢は正しい。 | 2016. 11. 30 |
|----|----------------------|---|---|--------------|